

京情審答申第86号  
平成25年2月27日

京都府教育委員会  
教育長 田原 博明 様

京都府情報公開審査会  
会長 山本 克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年1月20日付け4 教学第65号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った部分公開決定については、実施機関が非公開と判断した部分のうち、別表に記載する部分について公開すべきである。その余の部分は妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成23年9月7日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「府下小中学校における体罰に係る事象問題の報告書 平成20年4月1日から平成23年8月31日までの分」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、平成23年9月21日、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上、本件請求に対する公文書として、別紙1のとおり公文書（以下「本件公文書」という。）を特定するとともに、平成23年11月7日、条例第10条第1項の規定により別紙1のとおり公文書部分公開決定処分を行い、同日、異議申立人に公文書部分決定通知書を送付した。
- 3 平成23年11月29日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、上記部分公開決定処分のうち別紙2に係る処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成24年1月20日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に本件異議申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書において述べている主張は、おおむね次のとおりである。

体罰を行ったという情報は、教育現場における公教育指導等の過程で発生しているものであって、個人の私的な場での違法行為ではなく、まさに公務員である教職員の職務の遂行に関する情報であり、私的な違法

行為とは明確に区別されるべきである。

単に適切に行われた公務員の職務の遂行に関する情報について向けられるのではなく、非違行為など違法又は不当と評価される情報にも含まれる、と解されるのが相当である。

学校教育法（昭和23年法律第26号）上、禁止されている体罰を行った場合、それは公務員たる教師の適格性に係わる問題として公的側面を持ち、そのような違法行為がされた具体的事情は府民の正当な関心事であると考えられ、また、体罰が発生する教育現場の状況を客観的に理解することも必要であり、その再発防止のために具体的な事実を公表することは、一般に公教育に対する府民の信頼を高めることにつながる。

以上の理由で異議申立てを行う。

## 第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 基本的な考え方

- (1) 条例第6条第1号で規定する「他の情報」については、誰を基準とするかによってその範囲が異なるが、体罰は学校内で発生しており、多数の同級生や保護者が事実関係を知っているため、同級生や保護者等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含める。
- (2) 個人が特定されないようにするために該当文書のうちどの部分を非公開にするかについては、学校名を公開して事象の概要及び経過を非公開とする方法と学校名を非公開にして事象の概要及び経過を公開する方法があるが、実施機関としては、事象が発生した経過や状況を府民等に公開することが大切と考えているので、事象の概要及び経過を公開し、学校名を非公開とする。
- (3) 情報公開の決定に当たっては、条例に基づき、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ情報公開を推進することとし、特に、個人情報保護の対象が未成年者であることに配慮する。また、インターネットを利用した人権侵犯事件が急速に増えているので、万一、個人が特定された場合には、インターネットによるプライバシーの侵害が想定されることも考慮する。

### 2 「他の情報」の範囲

- (1) 「情報公開事務の手引き」（以下「手引き」という。）によると、「照合の対象となる「他の情報」には、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報は、当然含まれる。また、何人も公開請求できることから、仮に当

該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれるものと解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。このように、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要になる。」とされている。

- (2) 「一般人が通常入手し得る情報」については、「手引き」では、「図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの」が例示されているが、時代の進展に伴い、次のように、一般人が通常入手し得る情報の範囲は拡大していると考えられる。

ア インターネットによる検索、ヤフー知恵袋や2ちゃんねる等の利用によって、様々な情報を容易に収集できるようになったこと。  
イ インターネットを利用した行政機関からの情報発信が進んでおり、学校においては、学校だよりや行事予定をはじめ様々な情報をホームページに掲載していること。  
ウ 行政が、その保有する情報を任意で提供する情報提供の利用が進んでいること。  
エ 公立高等学校入学者選抜において、自己の成績の開示を求める中学生が3,500人もいるなど、行政が保有する情報の公開を求めることが自己の権利であることが、広く浸透してきていること。  
オ 異議申立人は、これまで数多くの請求をされ、その結果は何度も新聞で報道されており、情報公開請求によって様々な情報を入手できることは、多くの府民が知るところとなっていること。

- (3) 「特別の調査」の定義について、「手引き」では具体的には示されていないが、前述のように情報公開請求やインターネットの利用が定着していることから、それらの利用は「特別の調査」には当たらないと考えられる。

また、「手引き」によると、請求者が「特別の調査」をした場合には、個人が特定されることになってもやむを得ないと解釈できるのであるが、未成年者である児童生徒の個人情報を保護するためには、「特別の調査」の範囲について、より一層慎重に判断する必要があると考えられる。

- (4) 平成6年1月27日平成3(行ツ)69最高裁判所判決によると「他の情報」の範囲について、「一般人が通常入手し得る関連情報と照合することによって相手方が識別され得るようなもの」としているが、当該最高裁判所判決は、昭和60年度の栃木県知事の交際費の金額及び内容を知り得る公文書の開示を請求した事案である。体罰に係る事案は、学校内で発生したものであるから、多数の児童生徒や保護

者等が当該事案について知っており、また、未成年者である児童生徒の個人情報を守る必要がある事案であることから、当該最高裁判所判決をそのまま体罰の事案に適用するのは適当ではないと考える。

### 3 非公開とする部分の考え方

- (1) 個人が特定されないようにするために該当文書のうちどの部分を非公開にするかについては、学校名を公開して事象の概要及び経過を非公開とする方法と、学校名を非公開にして事象の概要及び経過を公開する方法があるが、実施機関としては、事象が発生した経過や状況を府民等に公開することが重要と考えているので、学校名を非公開にして事象の概要及び経過を公開する。
- (2) 異議申立人は、異議申立ての理由として、「そのような違法行為がされた具体的事情は府民の正当な関心事であると考えられ、また、体罰が発生する教育現場の状況を客観的に理解することも必要であり、その再発防止のために具体的な事実を公表することは、一般に公教育に対する府民の信頼を高めることにつながる」としている。実施機関としても、異議申立人と同様に、体罰に至った原因や経過、子どもの言動、教職員の対応等の事実関係を公開することは重要であると考えている。
- (3) 個人が特定されないようにするために、該当文書のうちどの部分を非公開にするかについては、いかなる情報の公開に優先度を置くかの問題と考えられ、実施機関の選択裁量の問題と考える。

### 4 プライバシーの保護への配慮

- (1) 条例の前文では「個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を明らかにすることによって「知る権利」の具体化を図る」と、また、京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号）第5条では「実施機関は、収集目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならない。」と規定されている。
- (2) 情報公開の実施に当たって、実施機関としては、未成年者への配慮が必要と考えているところであり、いまだ人格形成が未熟で、その形成の途上にある児童生徒の健全な育成を期すべき見地にも照らし、その公開については慎重な配慮が求められるところである。ことに、当該児童生徒と直接関係のない第三者ら一般に対する公開は、未成年者に対する配慮やプライバシーの保護が問題とならないことが明白な場合を除いて相当ではないと解され、条例第6条第1項に規定する個人に関する情報に該当することは明らかとすべきである。

- (3) 「インターネットを悪用した人権侵害をなくすために」（政府広報オンライン）によると、近年、インターネットを利用した人権侵犯事件が急速に増えている。平成19年中に法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始したインターネットを利用した人権侵犯事件の数は、前年比48.2パーセント増の418件となり、このうち名誉毀損事案が154件、プライバシー侵害事案が181件となっており、この二つの事案だけで全体の約8割を占めている。

インターネットでは、自分の名前や顔を知られることなく発言することができる。このため、面と向かっては言えないような悪口を平気で掲示板などに書き込むケースが後を絶たない。最近では、中高生や卒業生などが自主的に運営する学校非公式サイト、いわゆる「学校裏サイト」において、同級生や先生などの実名を挙げて誹謗中傷する事件が多発している。

インターネットでは、誰でも簡単に情報を得ることができるため、掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまう。事実無根の誹謗中傷、他人に知られたくない事実が不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人は、尊厳を傷つけられ、社会的評価をおとしめられるなど、回復困難なほど重大な損害を被る危険がある。実際、学校裏サイトでの書き込みを苦に自殺を図った青少年も現れている。

このような状況の下、実施機関が部分公開した文書について、他の情報と照合することにより個人が特定されてしまった場合には、インターネットを利用した人権侵害に使われるおそれがあり、個人情報保護について、一層慎重な配慮が必要と考えられる。

- (4) 体罰を行った教職員のプライバシーの保護については、体罰に係る報告書が体罰に関する事実関係とともに、体罰を行った教職員に対する懲戒処分等を検討し、相当程度の蓋然性をもって懲戒処分等を行うための情報が記載された文書であるといえるため、公務員が任命権者から懲戒処分等を前提として調査検討され、相当程度の蓋然性をもって懲戒処分等を受けるということは、公務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であるから、公務員個人の私事に関して通常他人に知られたくないと認められる情報であるというべきであり、条例第6条第1号に規定する個人情報に該当すると考える。

また、体罰をした教職員の氏名が公開され、それがインターネットに掲載されたときには、体罰教師として烙印を押されることとなり、教師生命を絶たれることになりかねない。体罰に至った理由は様々であり、それらへの考慮なしに体罰を行った教職員の氏名について一律に公開を求めることは、行き過ぎであると考えられるものである。

## 5 結論

実施機関としては、条例制定の理念を尊重し、制度の的確な運用を行う中で公文書部分公開決定処分を行ったものであり、「本件事案については、申立人が異議を申し立てた部分につき、実施機関が部分公開とした判断は妥当である。」との答申を求める。

## 第6 審査会の判断理由

異議申立人は、実施機関が条例第6条第1号に規定する非公開情報に該当するとして非公開とした本件処分は妥当でない旨主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、平成20年4月1日から平成23年8月31日までの府内小中学校における体罰に係る事象問題の報告書である。

### 2 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものについて、それが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

### 3 条例第6条第1号の適用について

実施機関は、既に公開した教職員が内心を吐露した部分はプライバシーに係るものであり、それと教職員の氏名が結びつくことによってプライバシーの侵害が生じると主張する。しかしながら、既に公開されている顛末書とそれを作成した教職員の氏名が結びつくことによって生じる教職員のプライバシー侵害は軽微であり、かつ、教職員の内心を吐露した顛末書を実施機関が公開したことによって本来公開されるべき教職員の氏名が公開できないのは条例の趣旨と照らし合わせても妥当でないので、本件においては条例第6条第1号を適用するのは妥当ではない。

また、実施機関は、体罰に関する報告書は、体罰を行った教職員に対する懲戒処分が行われる蓋然性が高く、公務遂行に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であると主張するが、体罰は公務員の公務遂行の過程において発生しているものであり、懲戒処分の対象となることを示す情報であっても条例第6条第1号には該当しない。

しかし、本件処分の中で、体罰を受けた児童生徒のプライバシーに関する部分が既に公開されていることにより、公開すると児童生徒が特定される可能性が高いと認められる部分については、条例第6条第1号に該当すると認められる。

なお、取材を行った新聞記者の氏名については、新聞に掲載された記事が署名記事であり、記者の氏名が既に公になっていることから、条例第6条第1号に該当しない。

#### 4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

なお、実施機関により既に公開されている公文書の中に、児童生徒が特定されてしまうおそれのある情報が含まれていることは遺憾であり、個人情報保護についての認識が不足していると言わざるを得ない。

また、情報公開のあり方については、これは国民ないし府民の権利の問題であり、実施機関に裁量の余地はあり得ないことも申し添える。

別表

	公文書の件名 (事象の発生日)	公開すべき部分
1	向日市立小学校教員に係る事象 について (平成20年5月19日)	学校名、児童数及び学級数 校長の氏名 教諭の氏名及び校務分掌
2	長岡京市立中学校教員に係る事象 について (平成20年6月16日)	学校名、生徒数、学級数及び学校の住所 校長の氏名 教諭の氏名及び校務分掌 部活動名
3	城陽市立中学校教員に係る事象 について (平成20年6月19日)	教諭の氏名及び校務分掌(報道された情報を除く。) 記者の氏名
4	亀岡市立中学校教員に係る事象 について (平成21年3月18日)	
5	舞鶴市立小学校教員の問題事象 について (平成21年9月19日)	学校名、児童数、学級数及び教職員数 学校の住所及び電話番号 校長の氏名 教諭の氏名及び校務分掌
6	京田辺市立中学校教員に係る問題事象 について (平成22年5月23日、6月1日、 6月2日、その他)	教諭の氏名及び校務分掌(報道された情報を除く。) 教諭が不在であった理由 記者の氏名
7	中学校教員に係る問題事象につ いて (平成22年6月4日)	教育委員会名、教育長名、教育次長名及び教育長印の印影 学校名、生徒数及び学級数 校長の氏名及び学校長印の印影 教育委員会及び学校からの報告書の文書番号 講師の氏名 教諭の氏名及び校務分掌 指導主事の氏名
8	八幡市立中学校教員に係る問題 事象について (平成22年8月30日)	学校名、生徒数及び学級数 校長の氏名及び校長印の印影 教諭の氏名及び校務分掌 体罰発生場所の校舎名

	特定した公文書 (事象の発生日)	非公開部分の概要	公開しない理由 (京都府情報公開条例第6条の該当号)
1	向日市立小学校教員に係る事象について (平成20年5月19日)	学校名、児童数及び学級数 校長の氏名及び履歴事項 教諭の氏名、履歴事項及び校務分掌 被害児童の氏名及び発言 被害児童以外の児童の特定につながる情報 その他学校の特定につながる情報  ----- 校長及び教諭の顛末書の私印の印影	第1号 個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため  ----- 第6号 公にすることにより、個人の財産等が侵害されるおそれのある情報であるため
2	長岡京市立中学校教員に係る事象について (平成20年6月16日)	学校名、生徒数、学級数及び学校の住所 校長の氏名及び履歴事項 教諭の氏名、履歴事項、校務分掌及び住所 生徒の氏名及び部活動名  ----- 校長及び教諭の顛末書の私印の印影	第1号 個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため  ----- 第6号 公にすることにより、個人の財産等が侵害されるおそれのある情報であるため
3	城陽市立中学校教員に係る事象について (平成20年6月19日)	校長の年齢 教諭の氏名、履歴事項、校務分掌(報道された情報を除く。)、住所及び生年月日 生徒の氏名、学級及び生年月日 保護者の氏名及び年齢 生徒及び保護者の住所その他生徒及び保護者に関する情報 記者の氏名 医療機関の名称、住所、電話番号、FAX番号及び医師の氏名  ----- 校長及び教諭の顛末書の私印の印影 医師の私印の印影	第1号 個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため  ----- 第6号 公にすることにより、個人の財産等が侵害されるおそれのある情報であるため
4	亀岡市立中学校教員に係る事象について (平成21年3月18日)	学校名、生徒数及び学級数 校長の氏名、履歴事項及び校長印の印影 教諭の氏名、履歴事項及び校務分掌 生徒の氏名及び部活動名 生徒及び保護者の住所 保護者の氏名及び役職 学校の校区の特定につながる情報	第1号 個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため

5	舞鶴市立小学校教員の問題事象について (平成21年9月19日)	学校名、児童数、学級数及び教職員数 学校の住所及び電話番号 校長の氏名及び履歴事項 教諭の氏名、履歴事項及び校務分掌 当該学校以外の被害児童の氏名及び学校名 当該学校の被害児童の氏名、学年及び学級 その他学校の特定につながる情報	第1号 個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため
6	京田辺市立中学校教員に係る問題事象について (平成22年5月23日、6月1日、6月2日、その他)	校長の年齢 教諭の氏名、履歴事項、校務分掌（報道された情報を除く）、住所、所属団体及び生年月日 三者面談後に保護者から相談を受けた教諭の担当及び氏名 生徒の氏名、学年（報道された情報を除く。）及び学級 報道されていない生徒及び保護者に対する具体的な暴言の内容 保護者の氏名 教諭が不在であった理由 生徒が学校を欠席した理由 記者の氏名 校長及び教諭の顛末書の私印の印影	第1号 個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため  第6号 公にすることにより、個人の財産等が侵害されるおそれのある情報であるため
7	中学校教員に係る問題事象について (平成22年6月4日)	教育委員会名、教育長名、教育次長名及び教育長印の印影 学校名、生徒数及び学級数 校長の氏名、履歴事項及び学校長印の印影 教育委員会及び学校からの報告書の文書番号 生徒及び保護者の氏名及び住所 講師の氏名 教諭の氏名、履歴事項及び校務分掌 指導主事の氏名 教諭の顛末書の私印の印影	第1号 個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため  第6号 公にすることにより、個人の財産等が侵害されるおそれのある情報であるため
8	八幡市立中学校教員に係る問題事象について (平成22年8月30日)	学校名、生徒数及び学級数 校長の氏名、履歴事項及び校長印の印影 教諭の氏名、履歴事項及び校務分掌 生徒及び保護者の氏名及び住所 体罰発生場所の校舎名 生徒の経歴に関する情報  校長及び教諭の顛末書の私印の印影	第1号 個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため  第6号 公にすることにより、個人の財産等が侵害されるおそれのある情報であるため

別紙 2

	公文書の件名 (事象の発生日)	異議申立てに係る部分
1	向日市立小学校教員に係る事象 について (平成20年5月19日)	学校名、児童数及び学級数 校長の氏名 教諭の氏名及び校務分掌
2	長岡京市立中学校教員に係る事象 について (平成20年6月16日)	学校名、生徒数、学級数及び学校の住所 校長の氏名 教諭の氏名及び校務分掌 部活動名
3	城陽市立中学校教員に係る事象 について (平成20年6月19日)	教諭の氏名及び校務分掌(報道された情報を除く。) 記者の氏名
4	亀岡市立中学校教員に係る事象 について (平成21年3月18日)	学校名、生徒数及び学級数 校長の氏名及び校長印の印影 教諭の氏名及び校務分掌 部活動名 学校の校区の特定につながる情報
5	舞鶴市立小学校教員の問題事象 について (平成21年9月19日)	学校名、児童数、学級数及び教職員数 学校の住所及び電話番号 校長の氏名 教諭の氏名及び校務分掌
6	京田辺市立中学校教員に係る問題事象 について (平成22年5月23日、6月1日、 6月2日、その他)	教諭の氏名及び校務分掌(報道された情報を除く。) 教諭が不在であった理由 記者の氏名
7	中学校教員に係る問題事象につ いて (平成22年6月4日)	教育委員会名、教育長名、教育次長名及び教育長印の印影 学校名、生徒数及び学級数 校長の氏名及び学校長印の印影 教育委員会及び学校からの報告書の文書番号 講師の氏名 教諭の氏名及び校務分掌 指導主事の氏名
8	八幡市立中学校教員に係る問題 事象について (平成22年8月30日)	学校名、生徒数及び学級数 校長の氏名及び校長印の印影 教諭の氏名及び校務分掌 体罰発生場所の校舎名

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 1月20日	諮問書の受理
平成24年 2月16日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年 6月29日	第1回審査会
平成24年10月 9日	第2回審査会
平成24年11月13日	第3回審査会
平成24年12月27日	第4回審査会
平成25年 1月29日	第5回審査会
平成25年 2月20日	第6回審査会
平成25年 2月27日	答 申